

倉敷民商弾圧事件・禰屋裁判傍聴記

吹田民主商工会 常務理事 西尾 栄一

禰屋裁判の第22回公判が7月29日に岡山地裁で開催されました。法人税法違反(脱税ほう助)事件の公判は前回で終わり、今回から、税理士法違反事件の公判が始まりました。この日は、弁護士団が質問し、禰屋さんが答える被告人質問が行われました。

最初に原田弁護士が質問しました。まず、倉敷民商の会費についてです。倉敷民商では、一般会費、(個人会員の)申告分担金、(法人会員の)特別会費があります。それは、一般会費だけでは民商運動の活動費のすべてを賄うことが出来ないからです。禰屋さんは「法人会費は一面として記帳の補助とでもらっている。申告書作成の対価ではない。」と答えました。その金額を決めるのは事務局長で、負担能力や事務量等で決めていること、一般会費のみになると払うことが出来ない人が増えると答えました。

税務署七

「記帳補助者」として認めてきた事実こそ重い

民商が自主記帳、自主計算、自主申告を方針としていることに対しては、「自分が記帳や申告をしていないと、自分の経営が分からないし、民商の運動についても理解できない。」からであり、「自分でやらないと民商に入会できない。」と、倉敷民商の会員が申告等を自主的につくる意思をもっている中小業者で構成されていることを明らかにしました。「民商は会員どうしが助け合い、学びあって、運動する団体」であり、税理士や会計士を招いたり、税務署が開始する講習会に参加したりして学んでいるとも答えました。

その後、検察が税理士法違反として禰屋さんを逮捕するに至った5法人の申告書作成の手順について具体的に説明しました。K社(機械設備設計)は民商事務所にあるOCRを利用しています。K社婦人がOCR伝票に記入し2か月に1回民商事務所に来て作業しています。合計残高試算表や元帳でチェックを行い、それを「会計王」(会計ソフト)に入力して決算報告書と勘定科目内訳書を作成します。その後、「魔法陣」(会計ソフト)を使って消費税の申告書と法人税の申告書を作成しています。消費税の申告書作成のために入力する数字は4カ所のみで、法人税についても別表4や別表5・2、別表15、別表16などで、ほとんど会計ソフトが自動的に正しく計算して申告書を作成できることを説明しました。この一連の作業で、「禰屋さんが」判断したところはない。決算報告書から転記しただけ「であり、「税理士しか知らないような専門的な知識は必要ない」ことを立証しました。その他、4社についてもその特徴にそって簡単に説明しました。

そして、禰屋さんが倉敷民商に入局して30年間にわたって、税務署から税理士法違反を指摘されたことも警告書をもらったこともないこと、それどころか、税務調査に於いては、何回も「記帳補助者」として立会をし、それを税務署も認めていたと証言しました。

法人会員の半分以上を

退会に追い込んだ事実こそ弾圧を証明

続いて則武弁護士が禰屋さんに質問しました。この弾圧事件で、倉敷民商の法人会員は事件前の96社から今では40社に激減したそうです。禰屋さんが退会した3名の元会員に話を聞いたところ、「事務局員が3名ともいなくなつて、経営の相談や記帳の補助もしてもらえないから退会した。」「税理士に年間100万円の費用を支払っている」、「警察からの事情聴取を受けて、倉敷民商にいると火の粉がとんでくる」と答えたそうです。

検察官の人権無視、

人の絆切り裂く取り調べ浮や悪口

法人会員が検察官から取り調べられた際の供述調書には、「民商は税理士と思っていた」という箇所が何度も出てきます。しかし、禰屋さんは、U氏については、過去2回税務調査を経験しており、「私が税務署員から、税理士ではないと言われていることを、U氏もそばで聞いているから知っているはず」、N氏に対しては、「両親からN氏が会社を引き継ぐときの話し合いで、私(禰屋さん)の方から、自分が税理士ではないと話している」と反論しました。担当した検察官(現在は他所へ異動)も禰屋さんに、「N氏が(禰屋さんに)悪いことをしたと涙を流していた。」と言ったそうです。禰屋さんは「大の大人が涙を流しながら謝るくらい酷い取り調べだったのだろう」とN氏へ心を寄せました。供述調書の信頼性が低いことを示す証言となりました。

禰屋さんは、プライベートで法人会員の申告をサポートしたことも、私的に手数料をもらったことも、プレゼントをもらったことも接待を受けたこともないと証言しました。最後に検察官の取り調べのあり方を問題にしました。禰屋さんへの取り調べは朝から晩まで続きました。検察官から「外堀は埋めた。今度は内堀を埋める」とか、「あなたの家系には犯罪人はいない。」「先祖様に恥ずかしくないのか。」と責められ続け、「何度も何度もやってもいない自分を強要された」そうです。そのため、「毎日3時間から4時間ほどしか眠れませんでした。」拘留されて一番気になったのは子どもたちのことでした。それでも、「私は悪いことをしていない。会員さんの要求実現の手助けをしたと思っています。428日もの拘束については、「I建設は一日も拘留されていないのに、どうして私がこのような目にあわなければならないのかと思う。それでも、「I建設を恨んではない。」と答えました。「零細業者は睨まれたら弱い立場。5名の法人会員は裏切るような人たちではない。それほど、検察官に酷い目に逢っている。5人の会員を追い込んだ検察こそ問題だと思う。」と、人間の絆まで切り裂いてしまう検察の取り調べの不当性を告発しました。

次回は検察からの反対質問があります。裁判官が、弁護団が求めている山室税理士の証人採用を認めるかどうか注目されています。日程も含めてまだ決まっています。

商工新聞は経営のヒント・ノウハウの知恵がいっぱい 毎週必ず届けます
会費集金は会員の心をあしめる活動です 毎月10日までには集めます